

# ゆうあいセンター 専門家メール相談 よくある質問と回答（FAQ）

## 【2017年度】

（法律）

Q 1. 監事については実業務をしない人をと考え理事長の親族を考えています。

理事長の血縁の者が監事に就任するのはどうなのでしょう？

やはり、全く関係ない者の方が良いのでしょうか？

A 1. 監事は、理事や職員を兼ねてはいけない（特定非営利活動促進法19条）ので、実業務をしない人でないといけません。しかし、理事長の血縁の者が監事に就任してはならないということはありません。ただ、3親等以内の役員が役員総数の3分の1を超えてはいけないことに注意が必要です（同法21条。）監事に適任かどうかは、理事長の意向に左右されず独立して公正な監査ができる人物かどうかで決まります。

（法律）

Q 2. 会費の役割は何ですか。会員の種類はどのようなものがありますか？

A 2. 会員とはNPO法人との何らかの契約によって、NPO法人に対して権利と義務を有している人です。会員と社員は異なる概念ですので、会員イコール社員ではありません。契約の内容によってさまざまな種類の会員を作ることができます。会費は、その契約に基づき、会員がNPO法人に支払うものです。NPO法人の提供するサービスの対価である場合もあれば、そうではない単なる寄付の場合もあると思います。

（法律）

Q 3. 社員の役割は何ですか？

A 3. 社員は、NPO法人の業務を決定する社員総会で表決権を行使できる者です。社員総会では、NPO法人の定款の変更や解散も決議できます。このように社員総会は、NPO法人の最高の意思決定機関であり、社員は社員総会で表決権を行使することで、その意思決定に係わることができます。

（法律）

Q 4. 理事と社員を兼ねることは可能ですか？

A 4. 可能です。

（法律）

Q 5. 負債などが発生した場合の責任は誰が追いますか？

A 5. NPO法人の負債は法人自身が責任を負うものであり、役員や社員に責任はありません。ただ、役員や社員がNPO法人の負債について保証人となった場合は保証人として責任を負います。また、不法行為をした場合の損害賠償責任の場合は、NPO法人と実際に不法行為を行った役員や社員が同時に責任を負う場合があります。

（法律）

Q 6. 高齢者の自宅にお迎えに行くような事業を行う時、一般の車を使用しても良いですか？

A 6. 無償での送迎の場合は自家用自動車を使用できます。有償で送迎する場合には、原則として陸運局に事業用自動車として登録した自動車を使用する必要があります。しかし、NPO法人

の場合には、有償であっても、陸運局に登録をすることで自家用自動車を使用することができ  
る場合があります。詳しくは、陸運局に相談されるのがよいです。

(会計)

Q 7. 公告が義務付けられたのは「貸借対照表」のみですか？「財産目録」もですか？

A 7. 公告義務は貸借対照表のみで、財産目録は含みません。また、官報又は日刊新聞紙に掲載  
する場合は貸借対照表要旨の公告で足りる。

(会計)

Q 8. 減価償却後の車輛は例えば中古などで売るとは出来ますか？

A 8. 使用中にかかわらず法人が所有する資産は法人の判断で売却してかまいません。内部管理  
として、資産売却にかかる規定を設けるのが望ましいでしょう。

(会計)

Q 9. 減価償却していずれ資産として記載するところが無くなるなら、最初から書かなくても良い  
ですか？

A 9. 時の経過により価値が減価していることを会計上示すことが大事ですので記載は必要です。

(会計)

Q10. NPO 法人で今までゆうちょをメインで使っていましたが、この度中銀を開設して今後はそち  
らをメインに使っていきたいです。ゆうちょから中銀に残高を移行するにあたり NPO 法的  
に何か注意点はありますか？

A10. 特にありません。残高移行の取引が、会計上反映されます。

(会計)

Q11. 任意団体の税務手続きについて教えてください。「人格なき社団」と位置付けられると聞き  
ましたが、講演会の謝金等は、団体ではなく個人での取扱いになりますか。また、源泉徴収  
や年末調整等の方法について教えてください。

A11. 「人格なき社団」は法人とみなすので、任意団体として受け取った、もしくは支払った謝金  
は任意団体で取り扱います。法人とみなしますので、給与の支払いがあれば税務署に届出の  
うえ、法人と同じく源泉徴収及び納付や年末調整の一連の手続を行う必要があります。

(会計)

Q12. 任意団体の収入規模が会費や謝金等で 100 万円程度なのですが、NPO 法人の会計基準と同様  
に経理を行った方が良いでしょうか。

A12. NPO 法人会計基準は NPO 法人に適用される会計ですので、任意団体がこれを適用する必要は  
ありませんが、収入規模に関わらず、定款や規定に従い適切に会計処理を行い開示するこ  
とが求められます。

(会計)

Q13. 任意団体から NPO 法人に切り替えるタイミング、変え時のようなものを、会計的観点から  
教えてください。

A13. NPO 法人格を持てば社会的信用が高まります。同時に、NPO 法人会計基準に従い適切な情報  
開示も求められます。情報開示という責任を果たしつつ、団体活動の発展を促進したいと思  
うなら、そのときが変え時かと思えます。

(労務)

Q14. 役員ごとに報酬額が違っていいのか、範例などがありますか？

A14. 役員の報酬は、定款で総会若しくは理事会の議決を経て定めると規定していると思いま  
す。範例は承知していませんが、報酬額に違いがあっても良いのではないのでしょうか。

(労務)

Q15. NPO 法人の新規立ち上げを予定しています。定款については、既存団体の内部規程で対応出来ますか？

A15. NPO 法人の定款は、既存団体の内部規定では対応しきれないと思います。別途作成することが必要と思います。

(労務)

Q16. 雇用保険について教えてください。現在 NPO 法人に雇用されている状態です。代表ではありませんが、事務員的なことをしています。週 20 時間以上の契約になっていますが、雇用保険に入っていません。

A16. 雇用保険の被保険者は、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であることと、同一事業主に 31 日以上雇用されることが見込まれることが必要です。これに該当すれば雇用保険に加入することが必要です。

(労務)

Q17. 任意団体で事務局スタッフが給与を得る場合、労務関係はどのような手続きをすればよいですか。個人事業主と同等に捉えるのですか。

A17. 任意団体は一定の要件を満たせば、人格なき社団と解されます。労務関係は通常の手続きになります。

(労務)

Q18. 講師として登壇する講演会（報酬あり）や主催イベントに向かう道中で事故が発生しケガなどしたあるいはさせた場合に、ボランティア保険は適用されますか。

A18. ボランティア行事用保険に入っているイベントについて、講師・参加者の加入手続きが取られていれば対象となります。また、ボランティア活動保険に講師が加入している場合は、行事用保険、活動保険いずれも適用されます。

(労務)

Q19. NPO 法人の職員が産休・育休する場合の手続きについて教えてください。

A19. ○法人への手続きは就業規則によって行います。

○年金事務所では、社会保険の被保険者は産前・産後休暇期間及び育児・介護休業等期間中は事業主が届けることによって、被保険者分・事業主分とも保険料が徴収されません。

○ハローワークでは、資格のある方は育児休業給付金の手続きをします。

(労務)

Q20. NPO 法人を設立し、直ちに、学生アルバイト 1 名、週 24 時間働くパート 1 名、週 40 時間働くフルタイム職員 2 名を雇い入れることになった場合に、行わなければならないことを教えてください。

A20. ○労働保険関係では、所轄労働基準監督署に労働保険関係成立届をします。その後、ハローワークに雇用保険適用事業所設置届を提出します。

尚、学生アルバイトが昼間学生の場合は原則雇用保険の被保険者にはなれません。

○社会保険関係では、所轄年金事務所社会保険新規適用の手続きをします。

(経営)

Q21. NPO 法人のメリットを教えてください。

A21. メリットは以下のような点が考えられます。資金面では、①営利法人と比較して設立資金が抑えられるメリットがあります。②収益事業を行わない NPO 法人は、法人住民税の均等割りが免除になる点などのメリットがあります。営業面では、①ノウハウに期待する公共機関が事業発注の際に、NPO 法人を指定するなど事業に参加するチャンスが広がるメリットがあ

ります。②社会的な信頼度の面から考えて、個人で活動するよりも、団体として活動をしているほうが事業を行いやすいメリットがあります。

(経営)

Q22. NPO 法人にすると、事務手続き等が煩雑になるイメージですが実際はどうですか？

A22. 事務手続き等は増えます。具体的には、自治体に事業報告や収支報告を書面にして提出する必要が出てきます。また、営利活動には一般的な法人と同様、申告の手続きも必要です。これを「煩雑」ととるかはその考え次第ですが、法人として、社会に存在しているのであれば、当然の仕事であると考えべきです。

(経営)

Q23. カフェのようなものを NPO 法人として作ることは可能ですか？

A23. カフェを作ることは可能です（カフェのようなもの？が何を指すのかはわかりませんが）。但し、NPO 法人は活動することが許されている業種が法律で 17 種類に限定されています。その活動の中で、活動理念に合わせたカフェを収益事業として展開することは問題ありません。

(経営)

Q24. 任意団体でスポーツを通じて青少年の育成に取り組む活動を 10 年近く行ってきましたが、完全ボランティアでの活動だった為、持続が出来なくなりました。法人化して資金協力や事業収入を得ながら活動を継続したいです。どのようにしていったら良いですか？

A24. 青少年の育成を維持、継続は提供側の理念です。まずは利用者が何を求めているか？を考えましょう。そのうえで、資金計画を検討しましょう。事業の立ち上げには様々な備品や活動資金が必要になります。資金の不足分を明確にしましょう。次に、利益計画を検討しましょう。経費を賄うには、どれくらいの収入が必要なのか？そのためには、どのくらいの月謝を頂けばよいのか？を明確にしましょう。

(経営)

Q25. 耕作放棄地の解消を目的とし、貸農園等を事業化することは可能ですか？

A25. 可能です。近年では全国で貸農園等を事業化する事例が増えているようです。ただ、そうした事例も、都心近郊の貸農園に限られる場合が多く、郊外や中山間地域においては利用者が集まりにくい状況です。事業化においては、どのような顧客に、どのような価値を提供するのかを徹底的に考え、独自性を考えるマーケティングの視点が欠かせません。

(経営)

Q26. NPO 法人の解散にあたり、団体で有している機材の有効活用について教えてください。

A26. 団体で所有している機材（残余財産）は、定款に定めている帰属先へ譲渡することになります。帰属先についての定めが定款にない場合は、国または地方公共団体に残余財産を譲渡することができます。法人の財産が有効に活用される譲渡先を事前に検討し、定款に定めておくことが大切です。

(その他)

Q27. 所轄庁とは何ですか。

A27. 内閣府 Q&A（1-4-1）を参照してください。

<https://www.NPO-homepage.go.jp/qa/seido-gaiyou/shokatsuchou#Q1-4-1>

(その他)

Q28. 設立時の人数は何名必要ですか？常駐でないといけませんか？

A28. NPO 法第 15 条及び第 10 条第 1 項第 3 号の規定により、理事が 3 名以上、監事が 1 名以上、また、社員（正会員）として 10 名以上が必要です（理事・監事は社員を兼ねることが出来

ます)。常勤（常駐）・非常勤は問いません。

(その他)

Q29. NPO 法人の解散手続きについて教えてください。

A29. 社員総会で解散の決議をした後、法務局で解散登記、官報への公告等を行う必要があります。解散登記後には、所轄庁へ解散届出書等を提出してください。また、清算終了登記後には、所轄庁へ清算終了届出書等の提出も必要です。

詳しくは、特定非営利活動法人の手引き（設立・管理運営編）P. 105～を参照してください。

<http://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/225257.pdf>

(その他)

Q30. NPO 法人設立後、毎事業年度の事業報告等の他に、所轄庁とはどのような場面で接点がありますか。

A30. 所轄庁への必要な手続きとして、毎年の事業報告書の提出の他に、役員変更（再任含む）時、定款変更時に手続きが必要です。これらは、NPO 法で決められている手続きになりますので、必ず行ってください。

手続きに必要な様式は、下記URLの「各種手続様式」から入手できます。

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-79761.html>

(その他)

Q31. 所轄庁では、NPO 法人の活動内容や運営に対して、どのような協力をしてくれますか。

A31. 所轄庁では、手続のアドバイスや提出書類の事前確認などを行っています。不明なことがあれば、お問い合わせください。

ゆうあいセンターでは、NPO 法人のためのセミナーや、資金調達のための説明会&相談会を開催したり、法人運営時に生じる疑問を専門家にメールで相談できます。また、補助金・助成金情報がHP上で閲覧できますので、法人の事業推進にお役立てください。各種ボランティアの情報提供や、貸事務所事業なども行っています。

詳しくは、下記URLからご確認ください。

<http://youi-c.okayama-share.jp/seminar/index.html>

(その他)

Q32. 登記のことについて教えてください。

A32. NPO 法人の各種登記は法務局での手続になるので、法務局にお問い合わせください。登記時に必要となる様式などは下記URLから入手できます。

また、相談は予約制となっていますので、事前に電話（岡山地方法務局法人登記部門 086-224-5715）で予約をしてください。

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html#f\\_heading3](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html#f_heading3)

## 【2016年度】

(法律)

Q 1. 理事が運営に全く参画せず、連絡も取れない。

A 1. 何とか連絡を取り、①感謝→②方向性の明示→③期待→④質問をしてみましょう。

現状、本人への期待と本人がすべきと考えていることにギャップがあると思われます。

これまでの参加に「感謝」しつつ、今後の団体の「方向性」を伝えましょう。そのうえで、本人への「期待」(方向性実現に向けて、どのような役割を期待しているか)を共有し、協力していただけるか「質問」してみましょう。この質問で相手がハイと言えれば殆どの場合良い方向に進みます。

(法律)

Q 2. 理事の協力者が代弁者となり経営に口を出してきて困っている。

A 2. 有意義なアドバイスもあるかと思われます。その際は正式に理事になっていただくことを前提に、それまで少し待っていただくことをお伝えしましょう。悪意がある場合は、アドバイスには感謝しつつ、理事の役割を説明し、あとは理事の間で決定させていただく旨をお伝えしましょう。

(法律)

Q 3. 法人が負債を負った場合、理事個人に賠償責任が生じるか。

A 3. 法人と理事個人は、別の法人格です。法人が負債を負っても、それは法人の負債であって、理事個人の負債ではありません。理事個人が、その負債を支払う義務ありません。ただ、相談内容は、法人が負債を負った場合に、理事個人に賠償責任が生じるかという内容です。法人が多額の負債を負って支払不能となり、債権者に損害を与えた場合、それが理事の放漫運営が原因であれば、理事個人の不法行為(放漫運営)により他人(債権者)に損害を与えたとして、損害賠償責任が生じます。なお、法人の負債について、理事個人が保証人になれば、法人が負債を返済できない場合に、理事個人が保証債務の履行として法人の負債を弁済しなければならないこととなります。

(会計)

Q 4. 日常の事業で使用するための車(150万円相当)の寄付を受けた。仕訳勘定科目を知りたい。

A 4. 固定資産の現物寄付を受けた場合は、「公正な評価額」をもって資産計上(車両運搬具)した後、減価償却を行います。相手勘定は、資産受贈益勘定もしくは車両運搬具受贈益勘定を使用します。

(借方) 車両運搬具 1,500,000 / (貸方) 資産受贈益 1,500,000

(会計)

Q 5. 設立登記時に提出する『財産目録』について、今は準備しかしておらず、財産は無い。どう書けばよいか。

A 5. NPO法人は資産ゼロでも設立可能な法人です。設立時に保有財産がなければ、資産ゼロの財産目録を提出します。

(会計)

Q 6. 定期預金は固定資産に計上できるか。

A 6. NPO会計基準において、「特定の目的のために資産をもつ場合、保有目的を示す具体的な科目名をつければ特定資産として計上できる」と規定しています。定期預金であることをもってただちに固定資産に計上するのではなく、特定の目的のため資金を別に確保しておくという意味で定期預金とした場合、固定資産に具体的な名称を付して計上します。

(会計)

Q 7. 『ボランティア受入評価益』と『ボランティア評価費用』の付け方が分からない。

A 7. 「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」は本来かかったであろう人件費を示すために表示するもので、法人の任意により注記する場合と、注記に加え活動計算書に計上する場合があります。注記は、世間相場などをもって金額を合理的に算定できる場合記載し、活動計算書に計上する場合は料金表など具体的に金額を把握できる場合に計上します。

(会計)

Q 8. 事務所でイベントを行った。余った余剰金はどうしたらよいか。

A 8. 余った余剰金は法人判断で、法人の活動に使用していきます。会計上、イベント事業にかかる損益は活動計算書に反映され、結果余剰金は現預金という資産で著わされます。この現預金に使用制限はないので、法人の判断で法人活動に使用することができます。また、当イベントが税法上の収益事業である場合は、税務申告（及び納税）が必要です。

(会計)

Q 9. 企業から寄付の受け入れをすることになった。どのようにしたらよいか。

A 9. 事務処理は寄付金台帳を整備したうえで領収書を発行します。会計上は、受取寄付金勘定で受け入れ、使途が制約されている場合は、その使途ごとに受入金額、減少額及び事業年度末の残高を注記します。

(会計)

Q 10. NPO 法人が株式会社から電話を借りている。この場合の通話料は寄付に該当するか。

A 10. 原則的には、株式会社から寄付を受け電話料を支払ったとして寄付金に該当するかと判断します。しかし、会計上の計上については計上の有無、もしくは施設等受入評価益・施設等評価費用で計上するかなど「重要性の原則」をもって判断することになるかと思えます。

(労務)

Q 11. 初めての事業年度末を迎える。何をしたらよいか。

A 11. 毎事業年度終了後、NPO 法人は事業報告書等を作成し、事務所での備置き及び所轄庁への提出を行うとともに、組合等登記令第 3 条第 3 項による資産の変更登記、貸借対照表の公告（平成 28 年 NPO 法改正第 28 条の 2 関係）を行う必要があります。

(その他)

Q 12. NPO 法人として設立認証されたが、登記をするのが遅くなり 6 ヶ月過ぎてしまった。

A 12. 内閣府 Q & A 2-1-6 参照

法人の設立が成立するのは、設立の登記を行ったときです。上記内閣府 Q & A のとおり、設立の認証の通知があった日から 2 週間以内に、主たる事務所の所在地において登記をすることとされており、この期間を過ぎた場合には、過料が科せられることがあります。

また、6 か月間登記を怠った場合には、NPO 法第 13 条第 3 項の規定により、所轄庁が設立認証を取り消すこともあります。

なお、設立の認証があった日から 6 か月を経過しても登記をしない場合には、当該認証の通知をもっての設立登記ができなくなります。

法人の設立を成立させるためには、所轄庁へ別途「現存証明書」の交付申請を行い、交付された現存証明書を設立登記の添付書類とし、設立の登記を行ってください。

(その他)

Q 13. 定款の変更に際し、認証申請と変更届を同時に提出できるか。

A 13. 内閣府 Q & A (2-2-8) を参照してください。

(その他)

- Q14. 代表を含め4人の理事で運営しているが、代表が3人を辞めさせるため、多数の正会員を入会させ臨時総会を開催するようだ。なんとか止めたい。
- A14. NPO 法第11条の規定により、特定非営利活動法人の定款には、社員の得喪に関する事項、役員に関する事項、会議に関する事項など、14の必要的記載事項を規定しなければならないこととされているため、法人の定款には、会員の入会手続きや、役員の選出方法、総会の開催方法等の規定が、必ず設けられています。法人の運営は、定款に基づいて行われるので、まずは貴法人の定款の記載内容をご確認ください。

その他のご質問はゆうあいセンターホームページのトップページ  
「専門家メール相談フォーム」からお送りください。

<http://goo.gl/DTm7Hg>

